

提案代表者 堤 貴洋 様

三田市長 森 哲 男

まちづくり提案に対する検討結果について

提案のありましたまちづくり提案（平成28年2月16日受理）について、検討の結果、下記のとおりとしましたので、三田市市政への市民参加条例第21条第3項の規定によりお知らせします。

今後とも市政の推進に、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 提案に係る政策の名称

市民との協働による安心安全のまちづくり

2 検討結果

- ① 三田市が三田警察と連携して空き巣などの犯罪手口と傾向、予防法・防犯に関する情報を地域に提供する。

不審者や犯罪等の情報提供については、犯罪の未然防止・抑止、注意喚起の観点からも地域の防犯活動に一定の効果があるものと考えられることから、三田警察署や関係機関と連携しながら、空き巣などの犯罪発生状況や予防に必要な情報を可能な範囲で自治会などに提供します。

- ② 通学路・繁華街への防犯カメラの設置

通学路の安全対策については、地域での取り組みとして、子ども110番の家、子ども安全パトロール車による巡回のほか、学校、PTA、自治会、老人クラブ、青少年補導員などによる地域での見守り活動や危険箇所の点検等が実施され、地域の防犯力向上に効果をあげていると考えております。ご提案の防犯カメラの設置については、これらの取り組みを補完する手段として、三田市区・自治会防犯カメラ設置事業補助及び兵庫県防犯カメラ設置補助により自治区・自治会等の防犯カメラ設置の取り組みを支援していることから、補助制度を活用し自治会等での設置をお願いしたいと考えております。

繁華街の安全対策については、現在、市内に繁華街と指定して警察が取締りを強化している地域はありませんが、駅前の公共空間等不特定多数が往来する場所について防犯協会が主体となり市及び三田警察署の3者が連携し、必要と判断する場所に防犯カメラの設置を進めておりますので、ご理解の程お願いいたします。

③ 地域ステッカーを配布し各家庭の自家用車に貼付してもらうことで、市外・地域外の車が進入したことがわかるようにする。

地域ステッカーの取り組みは、地域住民の理解と協力が欠かせないことから、市が一律に配布するのではなく、地域主体の防犯活動として取り組むことが望ましいと考えます。三田市ではこうした地域での取り組み支援として地域ふるさと交付金制度を設けていますので、活用いただきたいと思います。なお、交付金の活用にあたっては、けやき台地区でのまちづくり協議会の組織化が必要となりますので、組織化に向けた取り組みをお願いいたします。

④ パトロールジャンパー・T シャツを自主的に来て散歩する見守りボランティアの啓発と実施。
ジャンパー・T シャツ配布。

市の制度としては、地域主体の防犯活動にも活用できる制度として上記でご説明した三田市地域ふるさと交付金制度がありますのでご活用いただきたいと思います。

また、兵庫県の制度では地域の安全活動のリーダー役となる「地域安全まちづくり推進員」に対して、活動用品となるジャンパー、帽子、ベストなどを支給されています。この推進員は、けやき台自治会もすでに登録されている「まちづくり防犯グループ」からの推薦により、一定の要件のもとに県知事から委嘱されるものです。人数は、概ね防犯グループに3名程度となっていますが、活動規模や状況などによって弾力的な取り扱いもできると聞いておりますので、このような制度も活用ください。

⑤ 自治会への加入促進策

提案の自治会の加入促進策につきましては、回覧を活用した防犯、環境、福祉などに関する情報提供を各自治会で実施していただいておりますが、自治会加入のメリットとして加入促進に一定の効果があるものと考えております。今後、市としましても市広報紙やあらゆる媒体を通じて自治会加入のメリットを、転入者をはじめ全市民にPR・啓発を行うとともに、区・自治会連合会とも連携しながら自治会への加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご指摘のように地域にはメール対応できない方もおられることから、先の提案にありますように警察との連携で得た情報を、回覧板などを通じて自治会などに提供します。

3 検討結果公表日

平成28年3月30日

※この検討結果に不服がある場合は、上記の検討結果の公表の日から起算して15日以内に市長に対して再度検討することを申し出ることができます。

三田市企画財政部地域戦略室
〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1
TEL:079-559-5012 FAX:079-563-1366